

審判申立書

日本聖公会京都教区審判廷
審判長主教 ステパノ 高地敬 殿

(1) 申立人

〒410-0038 沼津市三芳町 3-14
横浜教区 沼津聖ヨハネ教会 司祭 ヨハネ 鎌田 雄輝
大阪教区 大阪聖ヨハネ教会 コンスタンチヌス 村岡 利幸
〒116-0003 東京都荒川区南千住 5-21-16
東京教区 千住基督教会 司祭 イマニュエル 木下 量熙

(2) 代理人

〒410-0038 沼津市三芳町 3-14
横浜教区 沼津聖ヨハネ教会 司祭 ヨハネ 鎌田 雄輝
大阪教区 大阪聖ヨハネ教会 コンスタンチヌス 村岡 利幸

(3) 被申立人

京都教区 奈良基督教会 トマス 佐藤 公一

わたしたちは、被申立人 トマス佐藤公一について、
下記の事由により、日本聖公会法規に基づく懲戒審判の申立をいたします。

(4) 懲戒の事由である事実

1 児童虐待により PTSD に罹患した被害者を裁判において攻撃し、償いを拒否する主張をした事実

2001年6月12日、児童虐待による PTSD 被害の賠償を求める民事裁判が、奈良地方裁判所葛城支部にて提訴された。被申立人は被告である原田文雄司祭の代理人となった。

(民事裁判 事件番号 奈良地方裁判所葛城支部平成13年(ワ)第193号)

裁判においては、児童虐待についての明白な証拠があるにも関わらず、被申立人は加害者の意向に従い、非常識な論理を用いて加害を否定する主張を行った。また、被申立人は加害者に同調し、被害者を誹謗中傷する主張を行った。裁判は2005年7月19日まで続いた。

(5) 申立の趣旨

加害の事実が明白であり、大きな被害を与えたにも関わらず、和解と償いを拒むのは、聖書の教え

る道徳に反する。被申立人は加害者を説得して和解の道に進むべきであったのに、かえって加害者とともに償いを否定し、被害者を攻撃した。このような振る舞いは、兄弟の交わりを著しく損なう行為であって、祈祷書160ページ、161ページに明記してあるとおり、聖餐に与る資格がない。PTSDの償いを拒んで和解に進まず、被害者を攻撃した行為について、懲戒を求める。

(6) 証拠方法

奈良地方裁判所（葛城支部）、大阪高等裁判所に提出された準備書面、判決文、書証
奈良地方裁判所（葛城支部）、大阪高等裁判所において述べられた、当事者及び関係者の陳述
京都教区第101定期教区会常置委員会報告
武藤六治主教の書簡
当事者の尋問

以上